由良川地域森林計画書（変更）

（由良川森林計画区）

京丹波町・福知山市・舞鶴市・綾部市
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

計画期間　　自　令和８年４月１日
　　至　令和 18 年３月 31 日

計画決定　　令和８年　　月　　日

（ただし、この計画書の効力は、令和９年４月１日から生じることとする。）

京都府

■ 変更する理由

森林法第５条第５項の規定に基づき、森林の現況、計画の対象とする森林の区域、森林整備に関する事項、森林の保全に関する事項、間伐の計画、林道の開設及び拡張、保安林の整備に関する計画の変更に関する計画の変更を行います。

なお、当該森林計画変更の効力は、令和９年４月１日より生ずることとなります。

※下線部は現行計画からの変更箇所

Ⅰ 計画の大綱

１　森林計画区の概況

（１）概　況

ア～ウ　［略］

（２）面　積（R8.4.1 現在）

総土地面積　238,937ha

森林面積　184,392ha

うち民有林面積　179,749ha（計画対象面積 179,440ha）

（３）～（７）［略］

２　［略］

３　計画樹立に当たっての基本的な考え方

［略］

また、令和４年４月には「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例（京都府条例第 16 号)」が施行され、本条例に基づき、府内産木材の利用等に関する取組を総合的に推進することにより、森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業などの更なる発展、森林の有する公益的機能の持続的発揮に努めていくこととします。

当地域森林計画は、当該指針も勘案しながら樹立することとし、計画実行のための施策を展開していきます。

Ⅱ 計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○　市町村別面積

単位：ha

区分		面積	備考
振興局	市町村		
南丹広域振興局	京丹波町	24,758	1　地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。 2　地域森林計画の対象森林は、森林法第１０条の２第１項に基づく林地開発行為の許可、同第１０条の７の２第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出、また同第１０条の８第１項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。 3　森林計画図の縦覧場所は、京都府農林水産部林業振興課及び関係京都府広域振興局とします。
中丹広域振興局	福知山市	41,529	
	舞鶴市	26,150	
	綾部市	26,152	
丹後広域振興局	宮津市	11,907	
	京丹後市	36,028	
	伊根町	4,912	
	与謝野町	8,005	
総数		179,440	

R8.4.1 現在

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する

基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化を推進します。

また、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、植栽による確実な更新を行い、人工林を維持し、林業適地以外にあるものについては、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化、広葉樹林化により天然林への移行を推進することとします。

一方で、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を推進することとします。

なお、森林の有する機能ごとの対象、望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

○森林の有する機能：水源涵養機能

対象とすべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、渓流等の周辺に存する森林
望ましい森林の姿	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
森林整備及び保全の基本方針	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育及び間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小・分散を図る施業を推進する。 また、自然的条件や府民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林については針広混交林化等により天然林への移行を推進するなど天然力を活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

○森林の有する機能：山地災害防止機能／土壌保全機能

対象とすべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林
望ましい森林の姿	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 また、自然的条件や府民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

○森林の有する機能：快適環境形成機能

対象とすべき森林	日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林が所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林
望ましい森林の姿	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
森林整備及び保全の基本方針	風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

○森林の有する機能：保健・レクリエーション機能

対象とすべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用等に適した森林
望ましい森林の姿	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、府民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	府民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や国民のニーズ等に応じて広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

○森林の有する機能：文化機能

［略］

○森林の有する機能：生物多様性保全機能

対象とすべき森林	全ての森林
望ましい森林の姿	時間軸を通して適度なかく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林 また、特に原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林や陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林

森林整備及び保全の基本方針	森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

○森林の有する機能：木材等生産機能

対象とすべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林
望ましい森林の姿	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。また、天然林については、利活用等により機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備を推進する。

(2) ［略］

２ ［略］

第３ 森林の整備に関する事項

［略］

１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、伐採を行う際の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

主伐については、目的樹種の更新を伴う皆伐又は択伐によるものとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、自然的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成などを勘案するとともに、伐採面積の縮小・分散に取り組み、伐採跡地が連続することのないよう配慮し、特に天然更新による場合は、稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を勘案して伐採を行い、特に自然環境が劣悪で、更新を確保するための伐採方法を特定する必要のある森林においては、適確な更新に配慮した択伐等の伐採方法を選択することとします。

併せて、森林の生物多様性の保全を図る観点から、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえ、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、伐採後の更新の確保、尾根筋の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯死木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残に努めることとします。また、伐採造林届出制度等を通じて、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）等を踏まえた伐採・搬出を確実に実施します。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努めます。

加えて、放置されている人工林、竹林及び里山林については、健全な森林として維持するために、府民や企業の参画も得て、適切な森林整備を行うこととします。

ア　［略］

イ　択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状又は群状に、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進のため、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢とは、地域の標準的な主伐時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。伐採（主伐）の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定し、生物多様性の保全等の観点から、多様な伐期による伐採に努めることとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

市町内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として、平均成長量が最大となる林齢、森林の有する持つ公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を考慮して定めることとします。

［略］

(3) ［略］

２ 造林に関する事項

市町村森林整備計画において定められる造林に関する事項については、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を考慮し、造林を行う際の規範として定めることとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林は、適地適木を原則として、スギ、ヒノキを主体としつつ、郷土樹種も考慮に入れて、自然的条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとします。

なお、市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようと

する場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

また、更新に当たっては、成長等にすぐれた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性の保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めることとします。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るため、自然的条件や既往の造林方法等を勘案して人工造林の標準的な方法を定めることとします。

また、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すことを基本として標準的な植栽本数についても定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入などについても努めていくこととします。

（ア）　～（イ）［略］

ウ　［略］

(2)　天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によって適確な更新が図られる森林において行うこととし、実施の可否については、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等を勘案して判断することとします。

ア　［略］

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とします。

ぼう芽更新を行う場合は、必要に応じ芽かき、植え込み等を実施する

こととします。ササや堆積した腐植層等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行うことや、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うこととします。

なお、天然更新候補地では、立木度をもって天然更新の完了を判断することとします。立木度とは、現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との対比を十分率で表したものであり、５年生の更新樹種の期待成立本数を 1ha 当たり 10,000 本と定めます。

天然更新を完了すべき期間内に、更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、また対象樹種が立木度３以上となった段階をもって、更新完了とします。

［略］

ウ　［略］

(3) ～ (4) [略]

３ 間伐及び保育に関する事項

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、目的樹種の一部を伐採して行うものであって、単木又は列状に、伐採区域全体ではおおむね均等な割合により、人工林の育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有した林分構造や、根系の発達が促されるよう、森林の現況に応じて適切な伐採率により行うこととします。

なお、市町村森林整備計画において定められる間伐及び保育に関する事項における指針は、次のとおりとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた間伐方法を考慮した判断も交え、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、

間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定めることとします。
なお、ヒノキの間伐率は、スギに比べて弱度とします。
［略］

(2) ～ (3) ［略］

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

［略］

名称	森林の所在、立地条件等
水源涵養機能維持増進森林 （森林法施行規則にいう「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」）	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林
山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林 （森林法施行規則にいう「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」）	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林
快適環境形成機能維持増進森林 （森林法施行規則にいう「快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林」）	日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林、及び気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林

保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林 （森林法施行規則にいう「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」）	観光的に魅力のある原生林、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林。 また特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林及び、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等の属地的な機能の発揮が求められる森林

イ　［略］

(2)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている区域を設定するものとします。

なお、区域内において（１）に定める公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障のないよう、施業方法を定めることとします。

また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定することとします。

イ　森林施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐その他伐採の方法等を定めるとともに、当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うこととします。

(3) ［略］

５ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第２の１に定める森林の整備の目標の実現を図るため、林道路網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとします。

また、林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、改築・改良を含む林道の質的な向上も推進することとします。

［略］

(2) ～ (6) ［略］

６ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

［略］

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

府、市町、森林組合、林業事業体等による地域協議会の開催や、フォレスター、林業普及指導員による普及活動及び森林施業プランナーによる施業

提案を通じて、森林施業の集約化のための森林所有者の取りまとめを促します。

なお、自己所有以外の森林に対しては、森林組合や林業事業体、自己所有の森林と一体的に経営する意欲のある所有者等への長期施業委託を促進し、森林施業の集積・集約化による経営規模の拡大を促していきます。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、森林経営に適さない森林については市町村自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進するものとします。また、所有者不明森林については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用等により対応するものとします。

また、一般財団法人京都森林経営管理サポートセンターによる市町村への技術的な助言及び支援などにより、森林経営管理制度の取組を推進します。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、将来にわたり人工林を維持する自然的及び社会的条件の良い林業適地において設定することとします。

イ　施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採の方法等を定めるとともに、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行い、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従業者の不足傾向が続いており、今後の森林の有する公益的機能の維持及び森林施業の推進に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このため、京都府立林業大学校において、森林・林業に関する知識と技術を備えた人材を育成し、担い手の確保に取り組みます。

若手の林業就業者を、地域林業振興の中心的リーダーとして育成するため、各種研修や講習会を開催するとともに、林業研究グループや京都府林業士会､川上から川下までの集まりである京都林･材･建青年会議所等の林業従事者の自主的な活動を支援していきます。

さらに、公益財団法人京都府林業労働支援センターによる林業就業希望者への就業前から就業後に至るまでの各種支援活動を推進し、女性等の活躍・定着。外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備等、人材確保に努めます。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能検定制度等の活用の促進等により、全産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善に努めます。

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備の担い手が減少していく中、林業の機械化は作業の効率化や安全性の面からだけでなく、若い担い手の確保や生産コストの低減の面からも必須であり、森林管理から生産流通全体の効率化に向け地域の実状に合わせて、タワーヤーダ、プロセッサ、フォワーダ、ハーベスタ等自走式の高性能林業機械の導入及びこれらの機械による効率的な作業システムの普及を推進します。

高性能機械の導入に当たっては、効率的な稼働が前提であり、オペレーターの養成、林道や森林作業道等の路網の整備及び計画的でまとまりのある作業が行える体制づくりに努めます。

また、レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報の提供を行うための体制整備に努め、面的な集約化の促進に努めます。

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材の流通・加工体制の整備については、安定したサプライチェーンの構築を実現するために、流域を単位とした計画的な木材生産の推進により

一定のまとまりのある原木を安定的に確保するとともに、原木市場等の流通拠点の整備を計画的に進めます。

また、木材の加工施設の整備及び連携利用等による加工コストの低減や、付加価値を高めるためのＪＡＳ材や集成材などの高次加工の推進、京都府産木材で作った住宅の開発と販売など、地域としての合理的な流通・加工体制の整備に努めます。

なお、主伐材等の利用を進めるため、公共建築物等での木材利用を進めるとともに、民間建築物等での利用も推進し、併せて木材加工施設等の加工体制の整備を図ります。

加えて、京都府産木材の生産から加工、販売関係者による地域の木材　関係者のネットワーク化を推進していきます。また、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和７年 11 月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し等を進めます。あわせて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図ります。こうした取組等を通じて、合法性及び持続性を市場に訴求するとともに、需給動向や木材に係るコスト構造の理解等を進め、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築を促進します。

(7)　［略］

第４　森林の保全に関する事項

［略］

１　森林の土地の保全に関する事項

(1)　～　(2)［略］

(3)　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア　土地の形質の変更を行う場合

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図るため、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林など安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととします。

林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ります。

加えて、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、令和7年の森林法（昭和26年法律第249号）の改正等による許可条件違反に対する罰則の規定の新設や許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用します。

ィ　土石の切取・盛土を行う場合

法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑工・土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置をとることとします。

あわせて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4)　［略］

２　［略］

３　鳥獣害の防止に関する事項

［略］

(1)　鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア　［略］

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置（防護柵、剥皮防止帯の設置等）又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

また、すみ分けのための生息環境の保全・整備（広葉樹林化、針広混交林化）を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとします。

(2)　［略］

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1)　［略］

(2)　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

３（１）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、捕獲や防護柵及び剥皮防止帯の設置等を行うとともに、地域におけるクマの出没・被害の実情に応じて、すみ分けのための緩衝帯の整備等を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとします。

(3) 林野火災の予防の方針

森林利用の多様化に伴い、林野火災の増加のおそれがあるため、消防機関と連携の上、林野火災に係る広報・啓発の強化、一斉林の一部を異なるタイプの樹種に植替えること等による延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを推進するほか、不慮の災害に備えて森林保険の加入を促進することとします。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) ［略］

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の持つ保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び府民等が利用する施設の整備を一体的に推進することで森林の保健機能の増進を図っていく森林をいいます。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を考慮して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、その森林が所在する地域の実情やその森林の利用者の意向等からみて、自然環境の保全に配慮しながら森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在し、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア　保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う、森林の持つ水源涵養、国土保全等の機能の低下を補うため、自然環境の保全及び森林の持つ諸機能の保全を考慮し、択伐施業、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施することとします。

また、利用者が快適な散策等を行えるように、適当な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うことを定めることとします。

イ　～ウ［略］

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

森林資源の状況、過去の伐採動向等をもとに算出した伐採予測量及び全国森林計画において割り振られた京都府の計画量を考慮し、計画期間である今後 10 年間の伐採立木材積について次のとおり計画します。

単位:千㎥

区分		総数	主伐	間伐
総数		1,767	1,003	764
	うち前半５年分	801	454	347

２　森林施業等面積

単位：ha

区分		森林施業面積
総数		集計中
	うち前半５年分	集計中

３ ～４［略］

５ 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、計画区内の保安林の配備状況等を踏まえ、地域における水需要の動向、集中豪雨等による災害の発生状況等地域の実状を考慮し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、次のとおり計画します。

○種類別面積

単位：ha

区分	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林			保健・風致保存等のための保安林	合計
		土砂流出防備のための保安林	土砂崩壊防備のための保安林	飛砂防備のための保安林		
指定	68	2,295	151	－	－	2,514
解除	5	41	3	1	1	51

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半５年分	
総数	51,252	50,026	
水源涵養のための保安林	29,404	29,380	
災害防備のための保安林	18,378	17,176	
保健、風致の保存等のための保安林	3,470	3,470	

注 総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定/解除	種　類	森林の所在		面 積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備 考
		市町村	区域				
指　定	水源かん養保安林	京丹波町	一円	50	25	水資源の確保	
		京丹後市		18	18		
		小計		68	43		
	土砂流出防備保安林	京丹波町	一円	300	150	災害の防止	
		福知山市		700	350		
		舞　鶴　市		158	79		
		綾　部　市		39	19		
		宮　津　市		239	120		
		京丹後市		550	275		
		伊　根　町		109	55		
		与謝野町		200	100		
		小計		2,295	1,148		
	土砂崩壊防備保安林	京丹波町	一円	56	28	災害の防止	
		福知山市		26	13		
		舞　鶴　市		39	19		
		綾　部　市		30	15		
		小計		151	75		
合　　計				2,514	1,266		

単位：ha

指定/解除	種　類	森林の所在		面 積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備 考
		市町村	区域				
解除	水源かん養保安林	京丹波町	一円	2	1	指定理由の消滅	
		福知山市		3	3		
		小計		5	4		
	土砂流出防備保安	京丹波町	一円	2	1	指定理由の消滅	
		福知山市		2	1		

	林	舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 伊根町 与謝野町		2 1 2 20 2 10	1 1 1 10 1 5		
		小計		41	21		
	土砂崩壊防備保安林	京丹波町 京丹後市	一円	2 1	1 1	指定理由の消滅	
		小計		3	2		
	飛砂防備保安林	京丹後市	一円	1	1	指定理由の消滅	
		小計		1	1		
	魚つき保安林	伊根町	一円	1	1	指定理由の消滅	
		小計		1	1		
合　計				51	29		

ウ　［略］

(2) ～(3) ［略］

６　［略］

第７［略］

別表２　［略］

Ⅲ　（附）参考資料　［略］

別表1　開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長(m)	利用区域			国有林道との連絡調整の有無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字			面積(ha)	材積(m3)				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	京丹波町	下山	木ノ谷線	180	42.98	10,061	1,781			前期
			口八田	広谷線	300	32.43	5,098	1,428			
			市森	美女山線	3,129	33.54	6,547	602			
			安井	栢ノ木線	200	8.34	1,469	77			
			水呑	福田線	800	58.79	10,810	2,313			
			猪鼻	段追線	500	82.34	16,119	4,095			
			質美（行仏）	一ノ谷線	300	195.06	34,628	12,029			
			水呑	松尾線	600	39.86	5,201	2,069			
			粟野	大谷線	700	33.85	5,604	1,756			
			妙楽寺	五条峠線	600	47.60	9,178	2,172			
			鎌谷下	森谷線	400	14.38	1,738	775			
			才原、広瀬	峰線	3,391	265.00	36,561	14,990			
			大簾、広野	大成線	3,000	175.33	25,682	8,756			
			坂原	塩谷長谷線	4,500	120.00	20,266	6,867			
			下粟野、細谷	月ヒラ線	2,500	115.00	16,982	14,956			
			細谷、仏主	長老線	3,800	147.00	41,665	11,454			
【開設　前期　計】					24,900	1,412	247,609	86,120		16 路線	
開設	自動車道	京丹波町	安井	小坪線	500	31.64	5,302	1,425			後期
			水戸	六呂線	340	17.66	2,172	953			
			鎌谷奥	向井山線	800	86.67	11,295	6,307			
			橋爪	スゲ谷線	880	25.28	5,994	154			
			質美（北久保）	アシタ谷線	600	16.55	2,926	586			
			水原	東谷線	700	26.37	3,962	1,677			
			上粟野、仏主	北山線	9,500	344.63	72,917	19,032			
			坂原	坂原長谷線	900	66.57	10,154	4,622			
			坂原	出雲谷線	700	21.99	3,835	1,146			
【開設　後期　計】					14,920	637	118,557	35,902		9 路線	
【開設　　計】					39,820	2048.86	366,166	122,022		25 路線	
改良	自動車道	京丹波町	升谷	升谷線	260	338.99	51,579	12,598			前期
			安栖里	荒倉線	1,000	86.33	17,941	4,121			
			出野、稲次	塩出線	200	95.21	16,800	5,300			
			坂原、中	大谷線	7	257.00	9,292	5,454		橋梁改良	
			升谷、下山、長瀬	丹波美山１号線	8,747	692.00	121,773	19,175		局部改良,法面保全、交通安全施設	
【改良　前期　計】					10,214	1,470	217,385	46,648		5 路線	
改良	自動車道	京丹波町	口八田	東谷線	1,027	43.99	7,032	2,585		幅員拡張	後期
			下山	長谷線	1,288	61.36	8,118	3,535		幅員拡張	
【改良　後期　計】					2,315	105.35	15,150	6,120		2 路線	
【改良　　計】					12,529	1574.88	232,535	52,768		7 路線	
舗装	自動車道	京丹波町	升谷、下山、長瀬	丹波美山１号線	1,797	692.00	121,773	19,175			前期
【舗装　　計】					1,797	692.00	121,773	19,175		1 路線	
【京丹波町　　計】					54,146	4315.74	720,474	193,965		33 路線	
改良	自動車道	福知山市	大江町北原	大谷線	2,140	92.50	39,983	13,816		法面保全・局部改良	前期
			大江町北原	新大谷線	2,093	67.00	21,668	4,655		法面保全・局部改良	
			天座	灰谷線	5,090	189.00	4,976	9,503		法面保全・局部改良	
			大江町佛性寺	隣山線	1,660	149.00	22,603	7,515		法面保全・局部改良	
			中、池部	河谷・烏ヶ岳線	1,323	94.51	3,707	1,487		法面保全・局部改良	
【改良　前期　計】					12,306	592.01	92,937	36,976		5 路線	
【改良　　計】					12,306	592.01	92,937	36,976		5 路線	
【福知山市　　計】					12,306	592.01	92,937	36,976		5 路線	
開設	自動車道	舞鶴市	久田美（久田美）	石場線	800	57.01	10,773	2,311			前期
			大俣	梅谷線	860	41.85	3,615	4,422			
			大俣	深田線	270	23.45	2,052	1,994			
			岸谷	鬼往線	3,000	134.93	27,616	7,182			
【開設　前期　計】					4,930	257	44,056	15,909		4 路線	

別表1　開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長(m)	利用区域			国有林道との連絡調整の有無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字			面積(ha)	材積(m3)				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	舞鶴市	大俣	洞中支線	590	6.58	470	414			後期
			大俣	樋尻谷線	340	9.24	1,395	340			
			大俣	赤石線	190	9.19	1,192	546			
【開設　後期　計】					1,120	25	3,057	1,300	3 路線		
【開設　　計】					6,050	282.25	47,113	17,209	7 路線		
改良	自動車道	舞鶴市	三浜、瀬崎	三浜瀬崎線	9,200	744.70	9,337	38,829		局部改良	前期
			三浜、小橋、野原	三浜空山線	5,640	595.60	40,051	51,365		法面保全	
			上漆原	上漆原線	4,156	223.44	34,579	17,868		局部改良・法面保全	
			和江	和江線	2,966	149.74	24,808	9,911		局部改良	
【改良　前期　計】					21,962	1713.48	108,775	117,973	4 路線		
改良	自動車道	舞鶴市	三浜、瀬崎	三浜瀬崎線	9,200	744.70	9,337	38,829		局部改良	後期
			三浜、小橋、野原	三浜空山線	5,640	595.60	40,051	51,365		法面保全	
			上漆原	上漆原線	4,156	223.44	34,579	17,868		局部改良・法面保全	
			和江	和江線	2,966	149.74	24,808	9,911		局部改良	
【改良　後期　計】					21,962	1,713.48	108,775	117,973	4 路線		
【改良　　計】					43,924	3,426.96	217,550	235,946	8 路線		
【舞鶴市　　計】					49,974	3,709.21	264,663	253,155	15 路線		
開設	自動車道	綾部市	睦合町（小田）	小田谷線	1,300	76.02	13,709	4,632			前期
			下原町	滝ノ宮線	1,800	170.02	37,451	9,566			
【開設　前期　計】					3,100	246.04	51,160	14,198	2 路線		
開設	自動車道	綾部市	睦合町（浅原）	浅原線	1,000	110.09	12,123	10,482			後期
			井根町	山生谷線	1,500	39.57	9,606	1,438			
			七百石町	カヤノ線	1,000	170.02	37,451	9,566			
			睦合町（小田）	小田線	1,000	11.48	1,834	722			
【開設　後期　計】					4,500	331.16	61,014	22,208	4 路線		
【開設　　計】					7,600	577.20	112,174	36,406	6 路線		
改良	自動車道	綾部市	五泉町（市志）、五津合町（大町、睦志、遊里、小仲）	君尾線	7,482	374.00	52,865	11,549		局部改良	前期
			睦寄町（鳥垣）	鳥垣線	3,670	99.67	26,718	3,237		局部改良	
			五泉町（市志、市之瀬）、老富町（大唐内、栃）、光野町	泉富線	6,900	360.74	60,803	19,420		局部改良	
			忠町	忠深山線	2,000	132.09	21,199	6,508		局部改良	
【改良　前期　計】					20,052	966.50	161,585	40,714	4 路線		
改良	自動車道	綾部市	於与岐町（中川原）	於与岐ナル線	600	40.06	4,232	3,696		局部改良	後期
			私市町（私市東）	堂ヶ谷線	480	15.89	3,105	602		局部改良	
			八代町	奥黒谷線	10	87.37	15,285	5,008		橋梁改良	
【改良　後期　計】					1,090	143.32	22,622	9,306	3 路線		
【改良　　計】					21,142	1109.82	184,207	50,020	7 路線		
舗装	自動車道	綾部市	睦寄町（鳥垣）	鳥垣線	3,670	99.67	26,718	3,237			前期
			五泉町（市志、市之瀬）、老富町（大唐内、栃）、光野町	泉富線	6,900	360.74	60,803	19,420			
			八津合町（竹原、山田）	目白線	400	59.90	11,907	3,500			
			物部町	寺谷線	300	26.77	2,453	1,843			
			物部町	知坂線	400	26.79	3,609	1,041			
			別所町	別所滝谷線	760	10.72	1,025	714			
			物部町	知坂支線	100	7.47	1,181	183			
			志賀郷町	狭間線	200	5.54	701	315			
			八津合町（日置谷、殿）	樋ノ口支線	300	10.44	2,535	240			
			八津合町（日置谷、殿）	樋ノ口奥線	100	6.56	1,154	315			
			八津合町（日置谷、殿）	片山線	200	14.82	1,668	1,124			
			佃町	中ノ谷線	100	12.57	1,476	858			
			佃町	鍋倉線	100	6.39	422	586			
			上原町	丸尾線	100	11.50	1,757	568			
			味方町	光谷線	100	13.89	1,744	553			
			田野町	笹谷線	200	18.85	2,650	1,016			
			味方町	光谷支線	200	13.89	1,744	553			
			内久井町	石代線	200	10.72	1,025	714			
			中筋町	宮ノ谷線	300	22.64	1,786	1,331			
			味方町	奥ノ谷線	200	11.50	1,150	559			
【舗装　前期　計】					14,830	751.37	127,508	38,670	20 路線		
舗装	自動車道	綾部市	釜輪町	後山線	1,100	88.42	11,722	7,043	1 路線		後期
【舗装　　計】					15,930	839.79	139,230	45,713	21 路線		
【綾部市　　計】					44,672	2,526.81	435,611	132,139	34 路線		
開設	自動車道	与謝野町	岩屋	カズネ線	1,100	32.36	2,170	3,037			前期
			岩屋	尼ヶ原線	1,000	58.58	11,448	1,280			

別表1　開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長(m)	利用区域			国有林道との連絡調整の有無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字			面積(ha)	材積(m3)				
							針葉樹	広葉樹			
			滝	鹿の熊線	670	63.78	6,447	3,256			
【開設　前期　計】					2,770	154.72	20,065	7,573	3 路線		
開設	自動車道	与謝野町	石川	浪江線	600	62.15	6,272	4,559			後期
			岩屋	尼ヶ原線	1,000	58.58	11,448	1,280			
【開設　後期　計】					1,600	120.73	17,720	5,839	2 路線		
【開設　　計】					4,370	275.45	37,785	13,412	5 路線		
改良	自動車道	与謝野町	与謝	山河線	500	29.86	4,053	1,099		局部改良、法面保全	前期
			与謝	赤石線	500	103.86	12,527	2,039		局部改良、法面保全	
			滝	深山線	500	64.57	6,239	2,623		局部改良、法面保全	
			弓木、岩滝、男山	成相線	1,190	160.05	10,556	9,620		幅員拡幅、法面保全	
			三河内	奥山線	850	29.05	4,581	669		局部改良、法面保全、幅員拡張	
【改良　　計】					3,540	387.39	37,956	16,050	5 路線		
舗装	自動車道	与謝野町	三河内	奥山線	850	29.05	4,581	669		局部改良、法面保全、幅員拡張	後期
【舗装　後期　計】					850	29.05	4,581	669	1 路線		
【舗装　　計】					850	29.05	4,581	669	1 路線		
【与謝野町　　計】					8,760	691.89	80,322	30,131	11 路線		
【京都府　開設　計】					57,840	3,184	563,238	189,049	43 路線		
【京都府　改良　計】					93,441	7,091.06	765,185	391,760	32 路線		
【京都府　舗装　計】					18,577	1,560.84	265,584	65,557	23 路線		
【京都府　　総計】					169,858	11835.66	1,594,007	646,366	98 路線		